

沖縄県子ども・若者計画（案）に係る県民意見に対する県の考え方

沖縄県子ども・若者計画（案）について、令和7年1月21日から令和7年2月20日にかけて県民意見の募集を行ったところ、7者（個人又は団体）から30件の御意見をいただきました。

寄せられたご意見とそれに対する県の考え方については、次の表のとおりです。

なお、いただいたご意見につきましては、趣旨を損なわない程度に、個人又は団体が認識される情報を除いて記載しておりますので、ご了承ください。

ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

No.	分類	頁	行	該当箇所	ご意見	対応区分	県の考え方
1	全般	2	5	「少子化対策」	少子化対策について、現在子ども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と相関する事業は存在しないとされていることから、自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結びつける際には地域の事情に沿って十分にその効果とコストとを考慮し、その結果を市民に開示することが必要。	③その他	少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることから、特定の事業と出生率改善を直接結び付けるのではなく、本計画に基づき、出産を希望する人が、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に資する各種施策に取り組んでまいります。
2	全般	全体			第1章においては「子ども・若者」が主として使われ、第2章では「児童生徒」が主に使われており、言葉の使い方の違いについてはどこかで説明がほしい。	③その他	子ども基本法や子ども大綱に用いられているとおり、「子ども」には若者と重なる部分があるものとして使用していますが、特に分かりやすく表現する必要がある場合に、「子ども・若者」との表現を用いているところ。また、学校に係る取組等を示す場合には、馴染みやすいよう「児童生徒」等の表現を用いているところ。
3	第1章	3	8	(2)子どもの意見表明・社会参画	子ども・若者の意見の政策反映について、子ども計画において、特定の主義主張に紐付けるような記述ではない現状の記述に強く賛成する。	③その他	子ども・若者から表明された意見を尊重し、子ども施策への反映とフィードバックを行い、目指すべき社会の実現に向けて子どもとともに取り組んでいきます。
4	第1章、第3章				多様、多様性の用語が多い。	③その他	本計画においては、子どもの人格・個性、価値観等を尊重することや、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できることなどが重要と考えていることから、「多様」との表現が多くなっているところ。
5	第1章、第3章				SDG's 対応という事が述べてあるが、必要のないものだと考える。理念の積み重ねは、理念の空洞化を招くだけでなく、行政の沈滞と、その為の公金の無駄な支出を引き起こす。	③その他	沖縄県の総合的な基本計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」においては、県民が望む将来像にも重なるSDGsを取り入れることとしております。また、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画である「子ども・若者計画」においても、方向性が重なるものであることから、SDGsについて触れているところ。
6	第1章、第5章	4 133	6 8	4ページ、6行目 (6)子どもをまんなかとしたネットワークの構築、および133ページ、8行目、(2)国、市町村等との連携	連携・協働する相手として「NPO、ボランティア、企業」を挙げているが、自治体の責務として、「連携・協働する団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」と追記してはどうか。	③その他	複雑化、多様化した行政ニーズに対応するため、各種団体等との連携・協働は重要なものとなっております。団体等との連携・協働に当たっては、相互の立場や特性を認め、役割を分担し、対等な立場で取り組む必要があると考えており、引き続き、課題解決や目的の実現に向けて、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に取り組んでまいります。
7	第3章				横文字・カタカナが多い。例：プレコンセプション、アントレナーシップ、アンコンシャンス・バイアスその他。	③その他	新しい概念を的確かつ効率的に表現するために、カタカナのまま表現している場合がありますが、まだ広く浸透していない用語については、日本語で併記することや、用語解説として補足するなど、分かりやすい表現に努めてまいります。
8	第3章	51	27～ 30行 目	②人権教育の推進 学校において、人権教育に関する講話、体験活動への支援等により人権・道徳教育を充実させるとともに、研修等を実施することにより教職員の人権意識を高めるなど、学校における人権教育の推進に取り組めます。	この節のタイトルは「②人権教育の推進」であり、「人権・道徳教育」という表現から、「道徳」は削除するべき。必要であれば、括弧で道徳教育は人権教育に含まれるなどという説明を追記。	②原文どおり	道徳教育によって育まれる道徳性は、人権に係る諸課題の解決に繋がるとらえております。道徳性を育みながら、人権教育の意義・内容や重要性について理解を深めるとともに、学校の教育活動全体を通して人権教育の推進に取り組めます。

No.	分類	頁	行	該当箇所	ご意見	対応区分	県の考え方
9	第3章	51	32	③子どもの権利が侵害された場合の救済機関の設置	新たな救済機関の設置に反対する。 「子ども」の定義が、敢えて、曖昧さを含むものであることから、その機関の所管する範囲や権限を明確に定めることは困難であり、また、想定されるその活動内容は既存の行政機関、司法機関の所管する範囲に含まれることから、二重行政となって混乱や県民負担増となり、却って子ども・若者のためにならない。	②原文どおり	子どもの救済機関の設置については、あらゆる権利侵害に対して、子どもが安心して相談でき、その権利侵害状態から救済する機関の設置を目指しているところです。他県の救済機関を参考に研究を行い、既存の機関等と当該救済機関と役割が重複し、混乱を来すことがないよう、役割や権限の整理に取り組んでまいります。
10	第3章	52		(2)多様な遊びや体験、子ども・若者が活躍できる機会づくり	川崎市「子どもの夢パーク」のような、子どもの権利について子どもとおとなも共通に理解しよう。という前提をベースにした（・ありのままの自分でいられる場、・多様に育ち、学ぶ子どもの居場所、・自分の責任で自由に遊ぶ場、・つくりつけていく場、子どもたちが動かしていける場）が、公共機関として、市町村各地に創られていくことを希望する。	②原文どおり	ご意見のとおり、子どもが主体となって自由に遊び、学び、育つことができる居場所を各地域に作ることで、子どもたちが、他者との関わりの中で安心感や自己肯定感を得られるとともに、保護者にとっては子育ての悩みや孤立の解消につながるものと考えます。また、このような居場所を拠点として、地域の多世代の人々に関わるようになり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。ご意見の内容につきましては、「第3章-2-(2)-イ 多様な子どもの居場所づくり」の項目に一致するものであるため、計画案は原文どおりとさせていただきます。
11	第3章	52,56-58		p52.56-58の、包括的性教育、性の多様性教育	包括的性教育、性の多様性教育に反対する。 包括的性教育は、人生の一部分である性行為・生殖に偏っており、また、包括的性教育は文化的な違いを考慮していない。 欧米諸国では、子供への包括的性教育を停止するところも出てきている。先行して包括的性教育が行われた国々で、子供間性暴力が増えた、性的にアクティブになったなど。 包括的性教育が、子供の性被害防止になるか否かは、おおいに異論があり、自治体がこれらの懸念点を検討せず、国とも足並みをそろえず、導入するのは問題がある。	②原文どおり	国の子ども大綱や子ども未来戦略においても、性教育に関連する取組内容が記載されており、県においても取組を推進していく必要があるものと考えています。学校における「性に関する指導」については、児童生徒の発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ることなどに配慮しながら、集団指導や個別指導の連携を密にして取り組んでいるところであります。ご意見につきましては、家庭の価値観、文化的・宗教的背景、性被害との関連性なども考慮し、庁内関係課で連携して取組を推進するとともに、学校におけるジェンダー平等、性の多様性については、関係課と連携してまいります。
12	第3章	53他			国際化やグローバル化に対応する為には、日本語や日本・沖縄文化の十分な取得が求められ、その後外国語である。まず自分を知って相手を知ることが出来る。	③その他	県教育委員会では、学習指導要領を踏まえ、国語科を要として各教科・科目等の特質に応じて生徒の言語活動の充実に取り組んでいるほか、沖縄県教育振興基本計画において「地域の歴史、文化、芸術に触れる機会の充実」を施策の一つと位置付けるなど、言語活動や文化活動の充実に取り組んでおります。各学校では、学習指導要領の下、国語科や社会科等の授業、総合的な学習の時間や学校行事等において、日本語や日本の歴史に加え、沖縄の文化や歴史等に関する学習を行っております。国際化やグローバル化への対応につきましては、ご意見を参考に、自国の言語や文化を尊重した人材育成となるよう、引き続き取り組むとともに、今後とも沖縄の文化等について教育課程の範囲内で、適切に実施するよう取り組んでまいります。
13	第3章	57,85他			性の多様性やジェンダー教育を提唱しているが、欧州ではその行き過ぎや弊害が問題となっており、青少年の正常な自己確立をかえって妨げる要因となっているという報告も出ている。	②原文どおり	県では、全ての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指して、「性の多様性の尊重」や「ジェンダー平等の推進」、「アンコンシャス・バイアスの解消」などに取り組んでいます。ご意見につきましては、県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、推進してまいります。

No.	分類	頁	行	該当箇所	ご意見	対応区分	県の考え方
14	第3章	58,84		② 妊産婦及び乳幼児への保健対策 妊婦の痩せ傾向や喫煙は低出生体重児出産と関連があり、妊婦自身の健康管理は安全な出産と子どもの健やかな発育に不可欠であることから、市町村における母子健康手帳交付時の保健指導の徹底、母親学級等における禁煙教育のほか、 ウ 小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進	都道府県や市の受動喫煙防止条例では、子どもや妊婦に対する喫煙に関する規定を設けている例があるが、本計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いしたい。 また、子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」の予算化を、検討してはどうか。	②原文どおり	子ども（妊産婦を含む）の受動喫煙防止対策は重要と考えております。県でもHPや世界禁煙デー・禁煙週間に合わせて、公共機関等でパネル展の開催をするなどの普及啓発を行っており、健康おきなわ21やがん対策推進計画の取り組みにも、特に若い世代に「最初の一本を吸わせない」という環境づくりを進めるという施策も盛り込んでいることから、原文どおりとさせていただきます。 県条例の制定がないため、提案していただいた他県条例の規定同様の趣旨を本文に盛り込むことは難しいと考えており、受動喫煙防止の普及啓発を引き続き取り組んでまいります。 「禁煙外来治療費助成」の予算化については、各種関係機関への聞き取りを含め、検討してまいります。 受動喫煙については法による規制が行われており、妊婦・子どもなどに対しては、健康影響が大きいことから、市町村においては、妊娠中や産後の面談、妊婦健診や乳幼児健診、健康教室等のあらゆる機会を通じ、家族を含む家庭内での喫煙および受動喫煙防止対策の重要性について周知を行っているところです。今後も引き続き、あらゆる機会を通じ、タバコの健康影響について啓発を行ってまいります。
15	第3章	67	33	ウ ヤングケアラーへの支援	情報共有・連携する対象として、「警察」を加えてはどうか。 「ヤングケアラー」の中には虐待の疑われる事例もあることから、警察との情報共有・連携が必要な事例が容易に想定される。	②原文どおり	ヤングケアラー支援の主な連携先である福祉、介護、医療、教育を記載しております。 警察等他の機関とも事案に応じて適切に連携してまいります。
16	第3章	83	19	イ 多様な子どもの居場所づくり	「子どもの居場所」に対して、「保護者との連携」「保護者への適切な情報提供により理解を醸成する」など追記してはどうか。 「保護者」に対してどのような関与が期待されているかが無く、何らかの記載があったほうが良い。	②原文どおり	「子どもの居場所」は、地域のニーズに応じて子ども食堂や放課後児童クラブといった様々な形態で、児童館や公民館等の社会資源を活用し、学習支援や生活支援、食支援を実施する多様な場となっております。 そのため、「保護者の関与」は居場所の活動内容に応じて異なるものであると理解しており、計画において一定の記載を設ける事は困難であり、また、当該記述は子ども・若者の立場にたった施策を説明していることから、計画案は原文どおりとさせていただきます。
17	第3章	85	5	子どもに対する包括的性教育の充実を図るため、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福（ウェルビーイング）など幅広いテーマで、子どもに携わる方々に対する研修や講座、県民の理解増進を図るための啓発活動を実施します。	「性に関する指導」の取組は、保護者の責務を全うするため、保護者と連携すべく「その取組内容を保護者や地域社会としっかりと共有する」と明記してはどうか。	②原文どおり	性教育については、保護者の理解や地域社会との連携等も重要と考えております。学校における「性に関する指導」については、適宜、保護者の理解を得ることなどに配慮しながら取り組んでおります。 ご意見につきましては、庁内関係課で共有し、研修や講座、啓発活動等の中で、効果的な取組を検討してまいります。
18	第3章	87,88他			いじめ対策について、理念や掛け声が氾濫しているが、基本である「道徳」に立ち返るべきである。教育基本法第一条に、「（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあるとおり。	③その他	沖縄県子ども・若者計画において、第3章-1-ア-(1)「②人権教育の推進」との関りで道徳教育の充実が上げられている他、いじめ、差別、社会参画、ジェンダー平等、国際理解、持続可能な開発教育等の様々施策においても、道徳性を基盤として取組の推進が図られることから、引き続き、道徳教育の充実にも努めてまいります。 なお、本県では、小中学校段階においては、『自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む』ことを、高等学校段階においては「人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな心を育む」ことを目指し、道徳教育の充実にも努めてまいります。
19	第3章	87 88	29 26	88ページ、26行目 ③いじめの重大事態の調査、および87ページ、29行目、①いじめ防止対策の強化	いじめ防止対策の連携の強化先として「警察」を明記すること、また、いじめ事象に対して警察と連携することを保護者等に平時から周知することを明記してはどうか。	①意見を踏まえ修正	意見を踏まえ、また、適切な表記とするため、以下のとおり修正します。 「いじめの防止等のための対策を推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、いじめの早期発見、早期対応に向けた相談体制の充実に取り組みます。また、スクールロイヤー等の活用や、警察等の関係機関が参加する「沖縄県教育庁・警察本部等連絡協議会」の開催、学校・家庭・地域が参加する学校運営協議会等におけるいじめ対策に関する協議など、社会総がかりで総合的かつ効果的ないじめ問題の対策に取り組めます。」

No.	分類	頁	行	該当箇所	ご意見	対応区分	県の考え方
20	第3章	91	12	②就業支援や復学・就学のための取組	中学卒業後に前向きに就職することの支援について、記載してはどうか。 多用なキャリアが選択可能な時代において、就学せずに働くこともまた子ども・若者の権利であり前向きな選択肢の一つである。	②原文どおり	小中学校においては、将来の夢や目標につながるよう、総合的な学習の時間や特別活動等での職業調べや職業人講話等を通して就労等に関する情報提供を行っております。 また、中学卒業後の進路未決定者等に対し、個別に進路の相談を行うとともに、子ども若者みらい相談プラザ「ソラエ」につなぐなど、関係機関等と連携した就労支援等に努めております。
21	第3章	102	17	児童扶養手当の支給や、所得要件等を満たすひとり親家庭の子ども医療費の助成など経済的支援策の実施と周知に取り組むとともに、	離婚後、実際には別居であっても、登録上は同一住所にある場合は、婚姻関係とみなされ、児童扶養手当が受給できない実態がある。要件により必要な対象者に給付できていないことを把握しているか。	②原文どおり	児童扶養手当は、国が法令に基づき要件を定めているものであり、手続きを行う市、県(町村在住)においてその判断が行われております。引き続き適切な支給が行われるよう、県、市町村が連携して取り組んでまいります。 ひとり親支援については、国、県、市町村、関係団体が連携して取組こととしており、計画案は原文どおりとさせていただきます。
22	第3章	104		4 最重要課題の解消に向けた施策	重要施策の中に、「子どもオンブズマン」などの子どもの権利を守るために中心となる独立機関の設定を位置づけるべき。	②原文どおり	ご指摘の第3章4(1)は子どもの貧困対策についての計画部分であり、子どもの権利が侵害された場合の救済機関の設置については第3章1(1)ア③に記載しております。
23	第3章	107	4	放課後児童クラブの利用料について、市町村と連携・協力し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進するほか、	ひとり親であっても児童扶養手当の受給対象者でなければ、放課後児童クラブ利用料の補助を受けることができない。実態に応じて必要なひとり親に支援できるよう判断してほしい。	②原文どおり	放課後児童クラブの利用料支援については、県、市町村が連携して取り組んでいるところであり、要件等については市町村において判断が行われております。引き続き、必要な支援が行われるよう、連携して取り組んでまいります。 ひとり親支援については、国、県、市町村、関係団体が連携して取組こととしており、計画案は原文どおりとさせていただきます。
24	第5章	127	9	(1)子ども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進	子ども・若者の意見の政策反映について、「意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、あるいは一部の属性に偏らないように努める」としてはどうか。	①意見を踏まえ修正	子ども・若者の意見の政策反映については、県の幅広い施策に子ども・若者の意見を反映させる取組として、県の意見表明サイトに登録することも・若者モニターから意見を募集する取組を実施して参ります。モニターの公募については、年代、居住地等で特定の属性に偏らないよう、多様な子ども・若者の参加を確保するため、子ども・若者の目に触れやすい身近なSNS等の媒体を活用したり、学校や児童館などの子ども・若者の生活の場や活動の場での周知など、複数の手法で広報し、様々な属性の子ども・若者に参加してもらえるよう工夫して参りたいと考えております。 以上のことから、ご意見を踏まえて以下のとおり修正いたします。 「意見表明サイトに登録することも・若者から意見を募集することも・若者モニター事業を実施するなど、年代、居住地等特定の属性に偏らない多様な子ども・若者の参画機会を確保しながら、子ども・若者の意見を県の幅広い施策に反映させる取組を推進します。」
25	第5章	127	9	(1)子ども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進	意見を発した子ども・若者のみならず、発しえなかった方にも次につながるよう、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想であるから、子ども・若者の意見の政策反映について、行政および連携する団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そしてその提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めること記載してはどうか。	①意見を踏まえ修正	子ども・若者の意見の政策反映については、意見を表明した子ども・若者への誠実な説明の観点や、子ども・若者に学びの機会を作ること、自己有用感の向上の観点からも重要であり、自分の意見がどのように検討され、社会に影響をあたえたかを知ること、社会参画への意識が高まり、次の意見表明へ繋がっていくと考えております。 以上のことから、ご意見を踏まえて下記のとおり修正します。 「寄せられた意見については、匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約するとともに、意見の反映状況については、県ホームページ等を活用してフィードバック(公開)します。」

No.	分類	頁	行	該当箇所	ご意見	対応区分	県の考え方
26	第5章	127	9	(1)子ども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進	子ども・若者の意見を聞くにあたり、大人が干渉して意見に影響を与えることが無いよう、「子ども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮する」としてはどうか。	①意見を踏まえ修正	<p>子ども・若者から意見を聴く際、意見反映のためのポイントとして、聴く側の大人が、子ども・若者の視点で一緒に考える姿勢を持ち、大人の役割は子ども・若者の自由な意見表明のサポート役であることを共通で認識する必要があります。</p> <p>大人側は、主役は子ども・若者であって、大人は「指導」や「教える」立場ではなく、「教えてもらう」や「一緒に考える」立場であること、1人の人間として敬意を払って接しつつ、大人とは違う反応や意見について興味を持って聴き、子ども・若者との時間を楽しむ姿勢が必要であることを周知、啓発していく必要があると考えております。</p> <p>以上のことから、ご意見を踏まえて下記のとおり修正します。</p> <p>「子ども・若者の意見を表明する権利については、県ホームページやSNS、県政出前講座等を通して、広く周知・啓発を図るとともに、子育て当事者や教育・保育に携わり意見を聴く側となるおとなが、子ども・若者の視点で共に考え、自由な意見表明のサポート役となるよう、情報提供や研修等により周知・啓発に取り組みます。」</p>
27	第5章	130	3	①子ども施策に関する情報提供	「好事例の展開」「先進事例」とあるが、「問題事例」の周知も進めてほしい。	③その他	県及び市町村が置かれている環境、特性は多様であることから、好事例や先進事例など多様な事例を収集しつつ、適切な施策につながるよう情報提供に努めてまいります。
28	第5章	133	8	(2)国、市町村等との連携	本計画に関する様々な施策、事業に関して、自治体において年度ごとに事業評価がなされ確実に市民に公開してほしい。	③その他	<p>施策の点検評価等については、原則、毎年度実施することとしていることから、その旨追記いたします。</p> <p>各会議については、「知事又は副知事が構成員となる会議の議事概要の作成及び公表に関する指針」や「附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき、適宜、会議の公開や、内容等の公表を行っております。</p> <p>「沖縄県子ども施策推進会議において、PDCAサイクルに沿って、毎年度施策の点検評価を行い、その結果を公表し、子ども・若者の意見を踏まえつつ、必要な見直しを行います。」</p>
29	第5章	133	23	(4)沖縄県子ども施策推進会議及び沖縄県子ども・子育て会議による施策の評価	両会議での点検評価等について、会議の頻度（例えば「毎年度」など）を記載するとともに、「会議の内容（議事録、資料、決定事項等）を県ホームページ等で公開する」と記載してはどうか。	①意見を踏まえ修正	外部有識者等で構成する沖縄県子ども・子育て会議において、毎年度施策の分析・評価を行い、その結果を公表し、計画の効果的な推進を図るための体制を構築します。」
30	第5章	133		「3施策の推進体制等」(2)国、市町村等との連携と、P145「第6章 子ども計画に関する指標」の表中の「第5章 子ども施策を推進するために必要な事項」	「連携」は、本計画を実践していく上で非常に重要な課題でありながら、具体策が不十分である。	②原文どおり	<p>ご意見のとおり「連携」については、重要であると考えており、関係機関との連携、分野を超えた連携、教育と福祉の連携等、「連携」の取組について、各施策毎に記載しております。</p> <p>「3施策の推進体制等」については、庁内、国、市町村等、主に行政機関としての連携を記載しておりますので、原文どおりとさせていただきます。</p>